農業水路等長寿命化・防災減災事業
外記地区　ため池監視システム設置工事プロポーザル実施要領

１．工事等概要

(1) 目的

本プロポーザルは、農業水路等長寿命化・防災減災事業　外記地区　ため池監視システム設置工事（以下「本工事」という。）の事業者選定にあたり、経費だけでなく、提案するシステムの機能、設置の方法、景観への配慮、施工体制及び維持管理のしやすさ等を総合的に評価し、最も適切な者を契約候補者（優先交渉権者）として選定することを目的とする。

(2) 工事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業　外記地区　ため池監視システム設置工事

(3) 工事内容

農業水路等長寿命化・防災減災事業　外記地区　ため池監視システム設置工事仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。機器供給（水位計、カメラ、通信機器等）及び設置工事を対象とする。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 工事場所

佐賀県三養基郡上峰町内

仕様書別紙１「設置箇所一覧」のとおり

(5) 履行予定期間

契約締結日から令和９年３月 12 日まで

(6) 提案上限額

4,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※機器の調達、設置工事、システムの初期設定、試験、操作説明等に要する費用とする。通信費、クラウド利用料、保守点検費等の運用費用及び電源設備工事は、本工事に含まない。

※上記以外に、各種申請手続きに要する費用など発注者に負担が生じる経費があれば、提出書類に追記すること。

※見積書の初期導入費の金額が提案上限額を超過した場合は、失格とする。

２．担当部署（提出・問合せ先）

項目	内容
名称	上峰町役場　産業課　産業係
所在地	〒849-0123　佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地１
電話・FAX	電話：0952-52-7415　FAX：0952-52-4935
電子メール	sangyou@town.kamimine.lg.jp

※プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第５号）を電子メールにて提出すること

※電話や来訪等の口頭による質問は受け付けない

３．実施形式

プレゼンテーション審査によるプロポーザル方式とし、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

４．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出時において、次の全ての要件を満たす単独の事業者でなければならない。

(1) 上峰町の一般競争（指名競争）入札参加申請書受付台帳に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 上峰町が定める指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員であるものでないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 同種工事の実績　過去 5 年間に、国又は地方公共団体等が発注した、ため池・調整池・河川等の水位又は映像を遠隔監視するシステムの機器供給及び設置の契約実績があること。

(9) 本工事の設置工事を施工できる許可・登録（建設業許可（電気通信工事業）等）を有していること。

(10) 本工事に主任技術者を配置できること。

(11) 仕様書の「必須」要件を満たす提案ができること。

※ 協力会社を活用することは差し支えないが、参加者（契約の相手方）は単独の事業者とし、共同企業体による参加は認めない。

５．審査日程

項目	日程	備考
実施要領及び仕様書の公表	令和 8 年 11 月 10 日	町ホームページに掲載
質問受付締切	令和 8 年 11 月 18 日　12 時まで	
質問回答期限	令和 8 年 11 月 20 日	回答はホームページに掲載
参加申込書及び提案書等の提出期限	令和 8 年 11 月 30 日　17 時まで（必着）	
参加資格の確認結果通知	令和 8 年 11 月 30 日	電子メールにて通知
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 8 年 12 月 3 日 （予備日：令和 8 年 12 月 10 日）	上峰町役場
審査結果通知	令和 8 年 12 月 10 日【予定】	
契約締結	令和 8 年 12 月 10 日以降	

※ 発注者の都合により日程を変更する場合は、全ての参加者へ連絡する。

６．参加申込書及び提案書等の提出

(1) 提出書類・必要部数

ア　参加申込書兼誓約書（様式第１号）

イ　企画提案書（表紙）（様式第２号）※押印不要

ウ　企画提案書（本編）（任意様式）

エ　会社概要（任意様式、パンフレット等）

オ　工事実績調書（様式第３号）

カ　実施体制調書（様式第４号）

キ　見積書及び内訳書（任意様式）

ク　製品カタログ・仕様書等（機器の外形寸法・質量・色・設置方法が分かるもの）

ケ　製造事業者の取扱証明又は協力承諾書（販売代理店等の場合）

提出部数：アは原本１部。イ～ケは原本１部、副本５部。

(2) 見積書に記載する費用

ア　初期導入費（機器供給、設置工事、システム初期設定、試験、操作説明等）。提案上限額以内とすること。

イ　導入後５年間の運用費（通信費、クラウド利用料、保守点検費、電池・バッテリー交換費等）。本工事完了後に要する費用を記載すること。導入後５年間の運用費は、本工事の契約には含まず、別途契約する予定であるが、審査で評価する。

ウ　金額は全て税抜表示とすること。ただし、各見積書の末尾には、消費税及び地方消費税額を明記し、税込合計金額も記載すること。

エ　機器の費用を運用費に含める提案（リース、レンタル、月額課金等）は認めない。機器は買取とし、所有権は発注者に帰属するものとする。

(3) 提出期限等

ア　提出期限：令和８年 11 月 30 日（月）17 時まで（必着）

イ　提出場所：「２．担当部署」に同じ

ウ　提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限る。）

(4) 留意事項

ア　提出書類の提出期限以降における差替え及び再提出は認めない。提出書類は返却しない。

イ　仕様書に記載された要件を満たす、又は満たすための代替案を用いたシステム構成で提案すること。

ウ　仕様書に記載のない事項であっても、本工事に必要である又は発注者の工事にメリットがあると思われる提案があれば、積極的に提案すること。ただし、これに係る費用は、見積額に含むものとする。

エ　企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は、受注後に追加経費を伴わずに実施する意向があるものとする。追加経費が必要なオプション提案は、その旨を明記すること。

７．質問及び回答

(1) 質問は、質問書（様式第５号）により、電子メールで提出すること。電話での質問には応じない。また、電子メールの件名に「ため池監視システム設置工事」を含めること。

(2) 質問受付期限：令和８年 11 月 18 日（水）12 時まで

(3) 回答は、質問者の名称を伏せて、令和８年 11 月 20 日を目途に、上峰町のホームページに掲載する。回答内容は、本要領又は仕様書の追補として取り扱う。

(4) 審査及び評価に関する質問並びに回答に対する再質問は、受け付けない。

８．参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式第６号）を事務局へ提出すること。参加の辞退は自由であり、辞退により以後不利益な取扱いは行わない。

９．企画提案書作成の要領

(1) 用紙はA4判で作成すること。また、ページ番号を付し、部単位で綴じること。
ただし、既存の企業パンフレット等を使用する場合は、この限りではない。

(2) 文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表や注記についてはこの限りでない。

(3) 専門的知識を要しない、分かりやすい表現で、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(4) 企画提案書（本編）には、次の事項を含めること。

ア　システム概要及び構成（機器の概要、仕様書の要求事項との適合状況を示す対応表）

イ　通信方式・電源方式及び設置の考え方（配線不要の実現方法、機器の設置自由度、電池の寿命等）

ウ　景観への配慮（機器の外形寸法・色・設置方法、機器の配置案）

エ　設置・施工計画及び工程（施工方法、安全管理、工期内に完了できる根拠）

オ　維持管理及び異常時の対応（電池交換、機器の不具合や通信障害への対応体制、保証内容）

カ　セキュリティ・カメラ画像の送信における安全対策（管理者と住民の閲覧権限の分け方、住民向けの閲覧画面の表示内容を含む）

キ　施工体制及び同種工事の実績

ク　経済性（初期導入費及び運用費の内訳）

ケ　独自提案（付加機能、独自のセールスポイント等。任意）

１０．プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日：令和8年12月3日（木）（予備日：令和8年12月10日（木））

(2) 時間：1者につき40分以内とする。（説明30分・質疑10分）

(3) 日程、時間、会場等の詳細は、令和8年11月30日に参加者全員に別途通知する。

(4) 説明者は2人までとし、説明資料の追加は認めない。パワーポイント等を使用する場合も、提案書に記載のない内容は掲載しないこと。

(5) 電源、延長コード、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル以外は、提案者が用意すること。

(6) 質疑に対する回答は、その場で行い、持ち帰りは認めない。

(7) 参加者が1者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

１１．審査方法

(1) 審査は、上峰町ため池監視システム設置工事プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が、提出された企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、１２の審査項目及び配点に基づき、公平かつ客観的に採点して行う。

(2) 委員の採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点者とする。

(3) 合計点が同点の場合は、委員会の協議により決定する。協議で決しないときは、審査員の多数決により、可否同数のときは委員長が決する。

(4) 各項目において、必須要件を満たさない、又は評価すべきものがないなど、著しく低い得点がある場合、又は合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者としない。

(5) 参加者が１者の場合においては、(4)に該当しない限り、その者を優先交渉権者とする。

(6) 審査結果は、プレゼンテーション等を実施した提案者全員に、審査結果通知書（様式第７号又は第８号）により通知する。

(7) 選定結果に対する問合せ及び異議申立てには応じない。

１２．審査項目及び配点

審査項目	審査の視点	配点
工事実績	同種の工事実績（ため池・調整池・河川等の水位・映像の遠隔監視システムの機器供給・設置）の件数及び内容が、本工事に活かせるものか。	5 点
実施体制	工事を円滑に遂行するための人員・体制が整っているか。現場代理人・主任技術者の資格・経験は十分か。	5 点
機能要件への適合	仕様書の機能要件（水位・画像の同一画面確認、通知、データ保存、管理者と住民の閲覧権限の分離等）を、標準機能で満たしているか。見やすさ・使いやすさは優れているか。	15 点
景観への配慮	景観に配慮した色・形状・設置方法の工夫があるか。	15 点
通信・電源・設置性	配線・電源工事が不要で、現地条件に応じて機器を個別に設置できるか。電池寿命、通信の安定性は十分か。	10 点
設置・施工計画	施工方法の妥当性、工程の確実性、堤体保全・安全管理、工期内完了の見込みは十分か。	10 点
維持管理・異常時対応	電池交換等の維持管理が容易で経済的か。機器の不具合や通信障害に対応できる仕組み・体制、保証内容が整っているか。	15 点
セキュリティ対策	不正アクセス・漏えい等への対策、カメラ画像の送信における安全対策、住民向けの閲覧画面の表示範囲の制御が適切か。	5 点
独自提案	付加機能、独自のセールスポイント、本工事の特性を考慮した工夫があるか。	10 点
プレゼンテーション・ヒアリング	提案内容の理解度、説明の分かりやすさ、質疑への的確な回答があったか。	10 点
合計		100 点
加点項目	**加点方法**	**配点**
見積価格	初期導入費が提案上限額以内であり、運用費も含め費用が適切か。（下記の算式により評価）	15 点
地域要件	本社又は支社・支店の所在地（下記の区分により評価）	10 点

見積価格（初期導入費＋導入後５年間の運用費）の得点 ＝ 15 点 × （参加者のうち最も低い総費用 ÷ 当該参加者の総費用） ※小数点以下第１位を切り捨てとし、整数としたうえで加点する。

総費用 ＝ 初期導入費 ＋ 導入後５年間の運用費 （税込）

地域要件の得点は、次の区分により決定する。本社及び支社又は支店のうち、最も高い区分を適用する。

ア 本社が佐賀県内にある者：10 点

イ 支社、支店又は営業所が佐賀県内にある者（アに該当する者を除く。）：8 点

ウ 本社又は支社・支店・営業所が九州内（佐賀県を除く。）にある者：6 点

エ　本社又は支社・支店・営業所が中国地方、四国地方、近畿地方、中部地方又は関東地方にある者：4 点

オ　上記のいずれにも該当しない者（東北地方及び北海道）：2 点

※ 本社及び支社、支店又は営業所の所在地は、会社概要（６(1)エ）に記載すること。事務局が、会社概要等により確認する。

審査員の採点は、見積価格及び地域要件を除く項目について、審査員 1 人につき 100 点満点とする。審査員 5 名の採点の合計（500 点満点）に、見積価格の得点（15 点満点）及び地域要件の得点（10 点満点）を、審査員の採点とは別に加点し、525 点満点で評価する。

１３．失格事項

提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

(3) 提出期限後に、見積書内の金額を訂正したもの

(4) 初期導入費の見積額が、提案上限額を超過したもの

(5) 提案内容が、仕様書の必須要件を満たしていないもの。ただし、企画提案書内で、要件を満たせない理由を説明し、代替案を提示している場合を除く。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの

(7) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

(8) 審査の公平性を害する行為（委員への接触、不正な働きかけ等）や、著しく信義に反する行為が認められたもの

(9) その他、本要領に規定した条件を満たしていないもの

１４．審査結果の公表

次に掲げる事項を、上峰町ホームページに公表する。

(1) 工事の名称

(2) 担当課名及び履行期間

(3) 優先交渉権者の名称及び得点

(4) 次点者の有無及び名称

(5) 委員会の構成人数

１５．契約

(1) 優先交渉権者の特定後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。その際、優先交渉権者に特定された者は、改めて見積書を提出するものとする。

(2) 契約は、提案上限額の範囲内で締結する。契約時に、発注者と協議の上、仕様書の確定を行う。仕様書の内容は、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行う。

(3) 優先交渉権者が、参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結できないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行う。

１６．特記事項

(1) 秘密保持：本プロポーザルに関して開示した情報（公知の事実を除く。）を、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

(2) 契約不適合責任：本工事の引渡し完了後に提案内容、仕様書、企画提案書等との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこと。

(3) 著作権の帰属：提出された企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。ただし、発注者は、審査及び公表に必要な範囲で、これを無償で使用できる。第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(4) 費用弁償：提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 参加報酬：本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はない。

(6) 虚偽の記載：提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類を無効とするとともに、指名停止等の措置を行うことがある。

(7) 現場代理人等の変更：配置予定の現場代理人及び主任技術者は、原則として変更できない。やむを得ない理由により変更する場合は、発注者と協議の上、決定すること。

(8) 開示請求への対応：提出書類について、上峰町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、事業を営む上で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分は、部分公開又は非公開となる場合があるので、該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、優先交渉権者の特定前において、決定に影響が出るおそれのある情報は、決定後の公開とする。